

## 滋賀県人権施策推進計画の策定について

### 1 趣旨

現在の「滋賀県人権施策推進計画」の最終年度が平成27年度であること、また、人権の持つ普遍的な性格を踏まえた長期に安定的な方向性のものにするとともに、昨今の社会情勢の変化や人権課題の多様化、新たな分野別人権課題にも柔軟に対応していくため、平成28年度からの新たな計画を策定するもの。

### 2 計画の性格

- (1) 人権施策基本方針を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

### 3 経緯

平成13年	4月	滋賀県人権尊重の社会づくり条例施行
平成15年	3月	滋賀県人権施策基本方針策定
平成16年	3月	人権意識高揚のための教育・啓発基本計画策定
平成23年	3月	滋賀県人権施策推進計画策定

### 4 計画の期間

平成28年度(2016年度)～平成37年度(2025年度) (終期は予定)

### 5 検討の進め方

滋賀県人権施策推進審議会での審議を踏まえ、人権施策推進本部を中心に、各分野別計画との整合を図り、検討を進める。

### 6 スケジュール(案)

平成27年	7月	人権施策推進審議会(素案検討)
平成27年	10月	人権施策推進審議会(原案検討)
平成27年	12月	県民政策コメントの実施
平成28年	2月	人権施策推進審議会(県民政策コメント結果報告)
平成28年	3月	改定計画の策定・公表

適宜、検討状況を常任委員会へ報告

# 「滋賀県人権施策推進計画～すべての人が輝く滋賀をめざして～」の概要

## 第1章 計画の改定にあたって

### 1 計画改定の趣旨

近年の社会情勢の変化は著しく、人権を取り巻く課題は一層複雑・多様化していることから、これまでの「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を見直し、今後は「滋賀県人権施策基本方針」の下に人権施策全般の具体的な方策を体系的に示すこととし、総合的、計画的な人権施策の推進を図る。

### 2 計画の性格

1. 「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
2. 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
3. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

### 3 計画の期間

平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)まで(5年間)

### 4 計画の進行管理

毎年度、人権施策推進審議会に対して人権施策基本方針および本計画に関連する施策の実施状況として、報告し、公表する。

## 第2章 滋賀をめざす人権が尊重される社会の姿

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図る。

### ○命を大切に、安心して暮らせる社会

すべての生き物を大切に、私たち自身の身体や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざす

### ○一人ひとりが輝く社会

一人ひとりがさまざまな個性を持ったかけがえのない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が発揮され、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るなかで、みんなが輝く社会の実現をめざす

### ○多様性を認め合う共生社会

世代や文化の違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係のなかで共に生きていける社会の実現とともに、すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合う\*ノーマライゼーションの理念が浸透した社会の実現をめざす

### ○ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などが、それぞれの役割や特長をいかしながら協働し、すべての人がともに支え合い、助け合う社会の実現をめざす

\*ノーマライゼーション

障害者等の社会的に不利を負いやすい人々を特別に区別するのではなく、当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

## 第3章 人権施策の推進

### I 人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政を推進する
- ・職員一人ひとりが人権意識の高揚に努め、人権尊重の視点に立って業務を遂行する
- ・人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進する

### II 基本施策の推進

#### 1 人権意識の高揚・教育・啓発

##### 1-1 人権教育・啓発の基本的な考え方

- ・人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
- ・一人ひとりが能力を発達させ、自己実現を図る
- ・さまざまな個性や価値観を認め、他者の身になって考え行動できる態度を身につける
- ・自発的な学習のための環境づくり

##### 1-2 人権教育

- (1) 家庭教育
  - ・人権教育推進のための基盤
  - ・豊かな実践のために
- (2) 就学前・学校教育
  - ・人権学習の具体的展開
  - ・豊かな実践のために
- (3) 社会教育
  - ・学習環境づくり
  - ・人権教育の具体化

##### 1-3 人権啓発

- (1) 県民に対する人権啓発
  - ・多様な啓発媒体の効果的な活用
  - ・共感を生む教材の作成
  - ・自主的な学習の支援と県民活動の促進
  - ・人権啓発の実施主体との連携
- (2) 事業者に対する人権啓発
  - ・公正な採用選考と差別のない明るい職場づくりの推進
  - ・研修啓発の推進

#### 2 人権侵害に対する救済・相談・支援体制の充実

- ・総合的な相談窓口の設置・運営
- ・専門的な相談窓口の充実
- ・相談窓口のPR
- ・相談員等の資質向上と体制強化

## III 分野別施策の推進

### 1 女性

- ・男女共同参画意識の浸透
- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進と女性のチャレンジへの支援
- ・仕事と生活の両立のための職場環境づくり
- ・男女間のあらゆる暴力の根絶
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

### 2 子ども

- ・子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進
- ・児童虐待防止総合対策の推進
- ・社会全体で子育て、子育てを支える
- ・不登校やいじめへの対応
- ・ひとり親家庭に対する支援の推進
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

### 3 高齢者

- ・健康長寿の促進と元氣創造
- ・みんなで支える長寿社会の構築
- ・高齢者の尊厳の保持
- ・サービス基盤の整備
- ・利用者本位のサービス提供の推進
- ・総合的・計画的な高齢者施策の推進

### 4 障害者

- ・「地域で暮らす」一地域生活支援の推進
- ・「地域で働く」一就労支援の推進
- ・「地域で活動する」一社会参加等の支援の推進
- ・「自立生活の実現に向けて」一障害者施策の総合的な推進

### 5 同和問題

- ・同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- ・地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- ・えせ同和行為の排除
- ・同和行政の総合的な推進

### 6 外国人

- ・「言葉の壁」を低くする(コミュニケーション支援)
- ・「生活上の障害」を取り除く(生活支援)
- ・「心の溝」を埋める(多文化共生の地域づくり)
- ・総合的・計画的な多文化共生施策の推進

### 7 患者

- ・医療提供体制の整備
- ・安全、安心な医療の提供
- ・正しい知識の普及啓発
- ・患者等への福祉施策の推進
- ・総合的な保健医療体制の整備

### 8 犯罪被害者

- ・平穏な日常生活への復帰の支援
- ・犯罪被害者を支える社会づくり
- ・施策推進のための体制整備

### 9 インターネットによる人権侵害

- ・インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発
- ・差別書き込みやネット上のいじめへの対応
- ・関係機関・団体等と連携した取り組みの推進

### 10 さまざまな人権問題

- ・個人情報保護
- ・ホームレス
- ・刑を終えて出所した人
- ・性的マイノリティ
- ・アイヌの人々
- ・拉致被害者等

## 第4章 推進体制

1. 県庁内の推進体制
2. 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修  
公務員、就学前教育・学校教育関係者、社会教育関係者、医療従事者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者
3. 国、市町、NPO(民間非営利組織)等との連携